



平成 22 年 11 月 12 日

国土交通省大臣官房技術調査課

## 国土交通省における木材利用推進状況の公表について

国土交通省における木材利用推進状況につきまして、平成 21 年度利用状況を取りまとめましたので、公表します。

問い合わせ先：国土交通省大臣官房技術調査課

課長補佐 米原 賢 (22352)

代表 TEL:(03)5253-8111

直通 TEL:(03)5253-8221

## 国土交通省における木材利用推進状況

### 木材利用状況

事業区分	区 分		H19	H20	H21
官庁営繕	木造施設等整備	木造施設(m <sup>2</sup> )	67	64	0
		木質内装施設(m <sup>2</sup> )	40,602	31,528	8,995
公 園	国産木材を使用した都市公園整備 <sup>注1</sup>	使用数量(m <sup>3</sup> )	8,298	8,311	8,770
河 川	木材(間伐材) <sup>注2</sup>	使用数量(m <sup>3</sup> )	29,140	29,890	39,050
道 路	樹木の支柱等	使用数量(m <sup>3</sup> )	3,290	3,550	2,880
住 宅	低層木造公営住宅等 <sup>注3</sup>	使用数量(m <sup>3</sup> )	15,984	15,644	11,807
鉄 道	木造駅施設	使用数量(m <sup>3</sup> )	1,049	165	348
港 湾	木材を利用した事業	使用数量(m <sup>3</sup> )	779	404	535

注1：各年度の実績（補助事業、直轄事業の合計）

注2：地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策等事業を含む。

注3：低層とは1，2階建て。公営住宅等とは公営住宅、地域優良賃貸住宅の一般型（公共供給）。

### ○国産材使用推進

国土交通省における国産材使用は、各事業・部局毎に工事実施機関及び施工業者への呼びかけ、取り組みなどにより使用比率向上に向けて推進を図っているところである。

# 国土交通省（大臣官房官庁営繕部）における木材利用推進状況

## 1 木造施設等の整備状況

### （1）官庁営繕事業

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
木造施設 <sup>注1</sup> 棟 数	1	1	0
延面積 (m <sup>2</sup> )	67	64	0
事業費 (百万円)	12	12	0

注1：木造施設の事業費は、木造施設の全体工事費の計。

### （2）木質内装施設について

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
木質内装施設 <sup>注2</sup> 棟 数	25	46	36
延面積 (m <sup>2</sup> )	40,602	31,528	8,995

注2：木造施設は除く。

## 2 木材利用推進についての具体的な方策

### （1）これまでの取組

ア 営繕工事における木材の使用推進	平成8年度～
イ 木材活用モデル工事の実施	平成8年度～
ウ 木材活用事例集の普及	平成9年度～
エ 木造建築工事標準仕様書の改定	平成21年度
オ 公共建築工事標準仕様書の改定	平成21年度

### （2）実績の評価

平成21年度の営繕工事においては、木質系に適した内装等において積極的な木材活用に努めた。

### （3）今後の具体的な方策

平成22年度は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」の成立を受け、同法に基づき、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする基本方針を策定したところ。あわせて、木造の公共建築物の計画・設計の効率化に資する官庁営繕基準の策定を通じて、木材利用の普及・促進を図る。

# 国土交通省（都市・地域整備局）における木材利用状況

## 1 木造施設等の整備状況

### （１）都市公園事業

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国産木材 使用数量（m <sup>3</sup> ）	8, 2 9 8	8, 3 1 1	8, 7 7 0

### （２）平成21年度 施設整備等実績調査結果（都市公園施設）

対象	施設数（棟）	木材使用量（m <sup>3</sup> ）	国産材率（％）
木造建築物 ※1	2 8 2	3, 1 1 2	8 6
		うち国産材 2, 6 8 0	
建築物内装 ※1	1 3 0	5 0 4	6 6
		うち国産材 3 3 1	

対象	木材使用量（m <sup>3</sup> ）	国産材率（％）
休養施設 ※2	7 8 3	7 4
	うち国産材 5 7 7	
遊戯施設 ※3	3 8 8	8 0
	うち国産材 3 1 0	
管理施設 ※4	1, 4 1 1	9 1
	うち国産材 1, 2 9 0	
そ の 他 ※5	3, 8 7 9	9 2
	うち国産材 3, 5 8 1	

- 注1. 木材とその他の資材との混合の施設については、柵については横木又は縦木のうち少なくとも一方が木製のもの、ベンチについては座面又は背もたれが木製のものを集計対象とした。
2. 国産材利用について、国産材とその他産材が混合して使用されている場合、概ね5割以上国産材を利用しているものを国産材資材とした。

- ※1 建築物とは、建築基準法上の建築物である。
- ※2 休養施設とは、休憩所、ベンチ、野外卓等の施設である。
- ※3 遊戯施設とは、ブランコ、滑り台等の施設である。
- ※4 管理施設とは、門、柵、倉庫等の施設である。
- ※5 その他は、木道、デッキ等の施設である。

## 2. 木材利用推進についての具体的な方策

### (1) これまでの取組

- ア 「都市公園における国産木材等の利用促進について」（平成22年2月16日事務連絡）により、各都道府県及び政令指定都市の都市公園管理担当部局長等宛に、都市公園における国産木材の積極的な利用を図るとともに、管内の市町村においても周知するよう、協力を要請した。
- イ 平成16年1月に木材使用事例集「公園における木材の新しい活用に向けて」を発行しており、広報活動を通じて木材利用を促進しているところ。

### (2) 実績の評価

平成21年度の国産木材の使用については、都市公園における使用量は前年度と比較して増加した。これは、建築物や柵等の整備にあたり国産木材の利用が図られたためと考えられる。

### (3) 今後の具体的な方策

- ア 都市公園整備における優良な木材利用の事例を紹介するとともに、国産木材の一層の利用促進を呼びかける。
- イ 今後も地域性の尊重、持続可能な循環型社会への移行に資する公園緑地の整備・保全等の観点から、引き続き木材を利用した公園施設の整備促進を図る。

## 国土交通省（河川局）における木材利用状況

### 1 間伐材の利用状況

#### （1）河川局所管事業

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
河川・ダム・砂防※1・ 海岸※2事業	29,140	29,890	39,050
うち国産材（m <sup>3</sup> ）	—	—	37,890

10m<sup>3</sup>未満は四捨五入しているため、計とは端数において合致しない場合がある。〔単位：m<sup>3</sup>〕

※1：地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策等事業を含む。

※2：平成16年度より集計

### 2 木材利用推進についての具体的な方策

#### （1）これまでの取組

ア 「森を育む川づくり」を公表（平成9年12月22日）

イ 『間伐材の有効利用を通じた「自然を活かした川」の整備と森林整備との連携』を通知（平成9年12月22日）

【通知の要点】

- ・「自然を活かした川」の整備と森林整備の推進
- ・都道府県林務部局と各地方建設局、北海道開発局及び都道府県河川及び砂防担当部局で連絡会を設置
- ・土木部局は建設関係団体等に趣旨を徹底

ウ 『間伐材やそれに類する材料を用いた場合の留意事項について』を通知（平成10年4月21日）

【通知の要点】

- ・技術活用パイロット事業制度の活用
- ・出来型管理の弾力的な対応

エ 『公共工事における間伐材の利用推進について』を通知（平成13年9月5日）

【通知の要点】

- ・グリーン購入法に基づく国土交通省の調達方針における、間伐材の位置付け。
- ・河川、砂防事業等における間伐材使用の更なる推進を喚起。

オ 災害復旧事業について『美しい山河を守る災害復旧基本方針（ガイドライン）』を策定、『河川環境の保全が可能となるような工法の基準』を通知（平成10年6月4日）

『美しい山河を守る災害復旧基本方針（ガイドライン）』を改訂、通知（平成13年6月）

【通知における該当事項】

- ・「美しい山河を守る災害復旧基本方針」（ガイドライン）にて工法の一つとして

木系護岸（丸太格子、杭柵工、粗朶法覆）を記述

- ・「工法の基準」にて護岸の工法例として木系護岸（丸太格子、杭柵工）への間伐材の活用を記述

**カ** 『木材を利用した川づくりのすすめ ～間伐材を活かした河川・砂防工事事例集～』（平成18年3月）を国土交通省・林野庁の連携により作成

**キ** 『公共工事における間伐材の利用推進の徹底について』を通知（平成18年7月5日）

- ・間伐材の利用推進（利用の徹底と新たな工種への利用拡大）
- ・連絡会議の開催と積極的な活用
- ・間伐材の利用推進に向けた環境の整備

## （2）実績の評価

河川局の平成21年度の間伐材利用状況は、前年に比べ約1万m<sup>3</sup>の増となりましたが、これは直轄河川・ダム事業において、チップ化による活用が図られたものです。

間伐材の利用量については、護岸工や法面保護工等の木材使用量の多い工種の実施量に大きく影響されます。これらの工種は年によって実施件数にバラツキがあるため、年ごとに全体の間伐材利用量に増減が生じます。

大幅な使用量の増加は見込めませんが、仮設資材等においては、間伐材の利用が着実に普及しているものと考えています。

## （3）今後の具体的な方策

今後とも、連絡会議等により需要と供給の調整を図っていくとともに、会議の場を活用した利活用に関する意見交換などにより、護岸工、根固め工等への間伐材の利用促進や利用範囲の拡大に取り組んでまいります。

## 国土交通省（道路局）における木材利用状況

### 1 木材の利用状況

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
①樹木の支柱【単位：m <sup>3</sup> 】 うち国産材（m <sup>3</sup> ）	1,060 —	310 —	440 440
②用地管理用柵、木製防護柵 等【単位：m <sup>3</sup> 】 うち国産材（m <sup>3</sup> ）	1,920 —	2,600 —	1,940 1,930
③その他（道の駅等の木製 工作物、木製遮音壁等） 【単位：m <sup>3</sup> 】 うち国産材（m <sup>3</sup> ）	310 —	640 —	500 500
合 計	3,290	3,550	2,880

#### （参考）木製防護柵及び木製遮音壁の設置状況

対象	木製箇所数（箇所）	木製延長（km）
木製防護柵	691	191
木製遮音壁	38	14

注. 平成22年3月31日現在の総設置箇所数及び延べ延長

## 2 木材利用推進についての具体的な方策

### (1) これまでの取組

#### ① 樹木の支柱

街路樹等の高木に、風倒防止、保護・養生するための木製の支柱を活用。

[平成21年度事業箇所] 一般国道39号（北海道旭川市）等

#### ② 用地管理用柵、横断防止柵等

道路建設予定地として購入済みで工事着手していない用地の立入防止柵や横断防止柵等として木材を活用。

[平成21年度事業箇所] 一般国道42号（三重県松阪市）等

#### ③ 道の駅等の木製工作物、木製遮音壁等

道の駅や高速道路のSA・PA等の整備に際し、テーブル・ベンチ、あずまや等に木材を活用。

[平成21年度事業箇所] 道の駅「サンピコごうつ」（島根県江津市）等

### (2) 「道路事業における間伐材の利用推進について」の通知

道路局国道課長より各地方整備局等の道路部長等に対し、「道路工事の実施にあたっては積極的に間伐材を使用されたい」旨通知（H13.9）。

### (3) 実績の評価

道路事業では、各道路管理者において、周辺の景観への配慮、間伐材等木材資源の有効利用等の観点から、地域特性や地域資源の現状等に応じて、上記のような取り組み等を通して、木材の活用を推進してきているところ。

### (4) 今後の具体的な方策

今後も、周辺の景観への配慮、木材資源の有効利用、地域の個性ある道づくりの推進、林業等地場産業の振興等の観点から、木材の活用を積極的に推進。

# 国土交通省（住宅局）における木材利用状況

## 1 木造施設等の整備状況

### (1) 低層公営住宅等供給実績

	H19年度	H20年度	H21年度
低層公営住宅等（戸）	2,167	1,916	1,740
うち木造公営住宅等（戸）	1,307	1,119	941
低層住宅に占めるシェア（%）	(60.3)	(58.4)	(54.1)
延床面積（㎡）	92,347	82,771	76,423
事業費（百万円）	17,278	14,510	13,523

※公営住宅等とは、公営住宅、地域優良賃貸住宅の一般型（公共供給）。

※低層住宅とは1、2階建てのもの。

※供給戸数は着工ベース。

### (2) 木材使用量実績

	H19年度	H20年度	H21年度
低層木造公営住宅等の木材使用量（㎥）	15,984	15,644	11,807
うち国産材使用量（㎥）	12,903	11,827	8,703

※公営住宅等とは、公営住宅、地域優良賃貸住宅の一般型（公共供給）。

※低層住宅とは1、2階建てのもの。

## 2. 木材利用推進についての具体的な方策

### (1) これまでの取組

- ア 木造公営住宅等の建設の推進。
- イ 耐火火や構造耐力に関する建築規制の合理化による、木造建築物を建設しやすい環境整備の推進。
- ウ 木造住宅の生産者等が行う木造住宅生産体制の整備、工法開発、担い手育成等に対する支援。
- エ 構造・防火面の先導的な設計・施工技術を導入する大規模木造建築物等の整備に対する支援。
- オ 長期にわたり使用可能な、地域材等を活用した木造の長期優良住宅の整備に対する支援。
- カ 社会資本整備総合交付金による、木造住宅振興施策をはじめとする地域の実情に応じた住宅政策に対する支援。

### (2) 実績の評価

- ア 低層公営住宅等の過半を木造住宅として整備。
  - イ 木造住宅着工戸数の推移。
    - 平成19年度 木造住宅着工 506千戸（木造率 48.8%）
    - 平成20年度 木造住宅着工 493千戸（木造率 47.4%）
    - 平成21年度 木造住宅着工 437千戸（木造率 56.3%）
- ※木造率とは新設住宅着工戸数に占める木造住宅の割合

### (3) 今後の具体的な方策

今後とも、先導的な設計・施工技術を導入する大規模木造建築物や、地域材等を活用した木造の長期優良住宅の整備、木造住宅建設の担い手の育成等に対する支援、社会資本整備総合交付金による、木造住宅振興施策をはじめとする地域の実情に応じた住宅政策の促進に取り組んで参りたい。

# 国土交通省（鉄道局）における木材利用状況

## 1. 木造施設等の整備状況

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
駅数	47	34	31
延べ面積（m <sup>2</sup> ）	6,331	1,722	3,282
木材使用量（m <sup>3</sup> ）	1,049	165	348
うち国産材（m <sup>3</sup> ）	—	—	211

注1：駅施設では、駅本屋、待合室、トイレ、ホーム上屋、駅事務室、乗務員仮泊所等において使用実績がある。

注2：各年度の駅数は、当該年度に完成した駅数である。

## 2. 木材利用推進についての具体的な方策

### （1）これまでの取組

各鉄道事業者の自主的な取組による木材利用例は次の通りである。

- ・自然、町並みとの調和を重視し、駅施設に木材を活用。
- ・木の持つ特有の暖かみを考慮し、駅施設および車両等に木材を活用。
- ・地場産業の育成、活用のために、駅施設および車両等に木材を活用。

### （2）実績の評価

駅施設については、年度ごとのばらつきはあるものの、環境や景観への意識の高まりや、地方自治体の働きかけなどもあり、小規模構造物を中心として、一定規模の木材利用が定着しつつある。

駅施設以外については、駅のベンチやテーブルを中心に採用事例があり、最近では、一般車両のシート、内装材等への採用実績が出てきている。

### （3）今後の具体的な方策

環境、景観、意匠などへの意識の高まりから、駅施設のみならず、車両等への幅広い木材利用が実績として見受けられるようになっている。今後とも、駅舎、駅舎の内装材、車両の内装材などとして木材の利用推進を図るよう鉄道事業者働きかけて参りたい。

# 国土交通省（港湾局）における木材利用状況

## 1 木造施設等の整備状況

事業	区分	H19年度	H20年度	H21年度	適用事例
港湾整備事業	木造施設(材積:m <sup>3</sup> )	541	136	354	
	うち国産材 (m <sup>3</sup> )	450	72	102	
	直轄				
	木造施設(材積:m <sup>3</sup> )	51	37	110	仮設材
	うち国産材 (m <sup>3</sup> )	17	6	17	
	補助				ボードウォーク、 ウッドデッキ等
	木造施設(材積:m <sup>3</sup> )	490	99	244	
	うち国産材 (m <sup>3</sup> )	433	66	85	
海岸事業補助	木造施設(材積:m <sup>3</sup> )	15	12	66	便所、防護柵等
	うち国産材 (m <sup>3</sup> )	15	4	63	
起債・単独事業	木造施設(材積:m <sup>3</sup> )	223	256	115	ボードウォーク、 浮棧橋
	うち国産材 (m <sup>3</sup> )	211	242	55	
合計	木造施設(材積:m <sup>3</sup> )	779	404	535	
	うち国産材 (m <sup>3</sup> )	677	318	220	

## 2. 木材利用推進についての具体的な方策

### (1) これまでの取組

「港湾・海岸事業における間伐材の利用推進について」により各地方整備局港湾空港部長等に対し、港湾・海岸工事の実施にあたって積極的に間伐材を使用する旨の通達を行った（平成15年1月）。

### (2) 実績の評価

平成21年度は、国産材の使用率が昨年度にくらべ減少しているものの、仮設材、便所、防風柵等、幅広い範囲で国産材が使用されている。

年度によって増減はあるものの、木材利用が定着してきていると考えられる。

### (3) 今後の具体的な方策

港湾整備事業（補助）等では人々が親しみやすい快適な水辺空間を形成するため、親水性を活かした港湾緑地の整備を推進しておりボードウォーク、休憩所、トイレ等に木材を使用する例も多数見られる。今後も利用者の声を聞きながら、これらの箇所に木材の利用を推進することが考えられる。従って、事業実施に際しては、他の事業との連携も図りつつ、効率的、効果的に木材利用が促進されるよう事業を推進する。

具体的には、ベンチ、<sup>あずまや</sup>四阿（東屋）、トイレ、旅客ターミナル等の施設について、地域振興のために地元国産材を利用した整備を推進すべく、事業主体に働きかけて参りたい。